

八代市空き家バンク活用促進事業補助金について

八代市では、空き家バンク制度を通して空き家の利活用の促進を図るため、空き家バンクを利用して売買又は賃貸契約が成立した物件に対して、利活用を始める際に必要となる、残置された家財道具等の不要物の撤去及び家屋の修繕や補修等の改修工事費用、さらに移転に必要な家財の運搬費用の一部を補助します。

八代市ホームページ <http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji0036921/index.html>

補助要件

空き家バンクの登録物件であって、かつ空き家バンクに利用登録されている方との間で、売買又は賃貸契約が成立していること。

ただし、不要物の撤去の場合、物件登録者は契約成立前に利用可能。

補助を利用できる人（但し、市税の滞納が無いこと及び契約相手方と3親等以内の親族でないこと）

- (1) 空き家バンクの物件登録者（空き家バンクに登録して空き家を売却又は賃貸した人）
 - (2) 空き家バンクの利用登録者（空き家バンクに登録して空き家を購入又は賃借した人）
- （※利用登録者は、補助を受けた日から5年以上、当該物件に定住することが条件です。）

補助の対象となる事業及び申請期間（施工予定日の30日前までに申請して下さい。）

- (1) 不要物の撤去（売買又は賃貸契約締結の日から1年以内に申請して下さい。）
（家財道具や屋外構築物の撤去処分、敷地の雑草・樹木の除去、屋内外清掃、その他）
 - (2) 改修工事等（売買又は賃貸契約締結の日から1年以内に申請して下さい。）
（屋内外の修繕、間取り変更、増築、改修、壁張り替え、電気、設備改善、給排水管 等）
 - (3) 引越し（売買又は賃貸契約締結の日から1年以内に申請して下さい。）
（運送業者に依頼して行う登録物件への引越しに係る経費）
- ※(1)(2)の施工業者は、市内に本店、支店又は営業所を有する法人又は個人事業主に限ります。
※(3)は市外からの移住者に限ります。

補助率・補助上限額・補助回数・計算例

(1) 補助率 1/2

(2) 補助上限額

- ① 不要物の撤去 5万円
- ② 改修工事等 40万円
- ③ 引越し 5万円

(3) 補助回数等

- ① 物件1件につき「不要物の撤去」、「改修工事等」及び「引越し」それぞれにつき1回限り適用。
- ② 「不要物の撤去」、「改修工事等」、「引越し」の併用可、併用の場合最大50万円補助

QRコードはこちら



○補助金額の計算例

不要物の撤去に15万円、改修工事等に90万円、引越しに20万円を要した場合。

【不要物の撤去】15万円×1/2＝7.5万円（上限5万円が適用されます）・・・①

【改修工事等】90万円×1/2＝45万円（上限40万円が適用されます）・・・②

【引越し】20万円×1/2＝10万円（上限5万円が適用されます）・・・③

【補助金額】5万円＋40万円＋5万円＝50万円

お問合せ・申込先

八代市役所 建設部 住宅課 TEL：0965-33-4122（直通）

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25 本庁5階 E-Mail juutaku@city.yatsushiro.lg.jp

